

令和5年度 可児市水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて市長から提出された資金不足比率が、関係法令に基づいて適正に算定されているか、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に基づいて適正に作成されているかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比率名	本年度比率	経営健全化基準
資金不足比率	—	20.0%

備考 本年度比率は資金剰余額が認められ、資金不足比率は算定されないため、「—」と記載している。

(2) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

※経営健全化基準

資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、当該公営企業の経営の状況が悪化した要因の分析を踏まえ、必要最小限度の期間内に、資金不足比率を経営健全化基準未満とすることを目標として経営健全化計画を定めなければならない。